

琉球・沖縄の漆芸

The Lacquer Arts of Ryukyu and Okinawa

宮里正子

MIYAZATO Masako

はじめに

- ① 琉球・沖縄の漆芸史概略
- ② 王家所蔵を示唆する印
- ③ 琉球国王から中国皇帝に献上された漆器
- ④ 琉球列島における漆樹の存在
- ⑤ 漆芸関連の主な文書・記録類

【論文要旨】

1429年に成立した琉球王国は、1879年の沖縄県設置までの450年間にわたり、独自の国家を保持してきた。14世紀から始まる中国との冊封・朝貢関係に加え、1609年の薩摩・島津氏の侵略以降は、日本の幕藩体制にも組み込まれる日支両属の関係が続いた。琉球王国は、中国や日本、朝鮮そして東南アジア諸国との交易を経済基盤とした国家運営方針を図った。その結果、琉球ではアジア諸国の人・モノ・情報が行き交い、国際色豊かな「琉球文化」を創出した。とりわけ、漆器は中国皇帝や日本の将軍や大名への献上品であり、さらに経済基盤を支える交易品として王国外交を支えた。王府は漆器の生産管理部署として貝摺奉行所を設置し、王国の誇る漆器の品質保持に努めた。琉球では、材料や技術などをアジア各地に求めつつも、その湿潤な風土が螺鈿・沈金・箔絵・堆錦など豊かな加飾技法を育み、特色ある琉球漆器の美を確立した。

1879年（明治12）の沖縄県設置により王国は崩壊し、献上漆器の生産の中核であった王府機構の貝摺奉行所も解体した。以降、沖縄県の漆器は殖産興業として民間工房へと製作が転換していった。

「王朝文化の華」と謳われた琉球王国の漆芸であるが、王国の崩壊や今次大戦の戦禍により伝世品や技術などが消滅した。

僅少な史資料の琉球漆芸であるが、近年の理学調査による分析研究の成果で、科学的・客観的な情報が共有され、新たな琉球漆芸のすがたが構築されつつある。

本稿では、文書記録類や現存作品に管見ながら可能な限りあたることとした。「琉球漆芸史の概略」、「琉球列島の漆樹」、「王家に関わる可能性のしるし」、「琉球国王から中国皇帝へ献上された漆器」などの観点から述べる。

【キーワード】 漆芸、貝摺奉行所、天字形、ヤコウガイ、螺鈿・沈金、堆錦、漆樹

はじめに

豊かな珊瑚礁に囲まれ最南端の島嶼県である沖縄県は、1879年の琉球処分（沖縄県設置）までは、およそ450年にわたる琉球王国と呼ばれる独自の国家を形成し、琉球・沖縄文化を創出し展開した歴史を有する。

1429年、尚巴志による統一王朝として成立した琉球王国は、中国との「冊封・朝貢関係」（中国の臣下国として中国の東アジア秩序体制に加わる）を継承することで、王国体制を保持してきた。冊封・朝貢関係は琉球の統一王朝以前の1372年、中国明朝と中山王の察度の頃に始まった。同関係は山北王、山南王そして第一尚氏（1406～1470）による琉球王国（1429年成立）の第二尚氏（1470～1879）へと受け継がれた。1609年の薩摩・島津氏による琉球への侵略以降は、日本の幕藩体制に組み込まれ、いわゆる日支両属の関係が1879年の琉球処分まで続いた。

琉球王国は、中国や日本、朝鮮そして東南アジア諸国との交易を経済基盤とした国家運営方針を図った。その結果、琉球には東アジアの小国ながらアジア諸国の人・モノ・情報が行き交い、交流国の要素を存分に取り込み特色ある「琉球文化」を創出した。

とりわけ、漆芸は王国外交を彩る工芸品として中国皇帝や日本の将軍や大名への献と上品であり、さらに経済基盤を支える交易品でもあった。琉球では王府組織に漆器の生産管理部署として貝摺奉行所を設置し、王国の誇る外交上の献上品でもある漆器の品質保持に努めた。

1879年（明治12）の沖縄県設置により王国は崩壊し、献上漆器の生産の中核であった王府機構の貝摺奉行所も解体した。以降、沖縄県の漆器は殖産興業として民間工房に製作が転換していった。本稿では、王朝文化の華と謳われた琉球王国の漆芸の概要を述べる。



写真1 国宝 琉球国王尚家関係資料 美御前御揃（ヌーメーウシリー）（18～19世紀 那覇市歴史博物館）

①……………琉球・沖縄の漆芸史概略

古琉球期の漆芸 12世紀頃～1609年

古琉球期は、12世紀頃の農耕社会が始まったグスク時代から始まる。琉球は、13世紀頃には政治的勢力が山北・中山・山南に分かれた三山時代を経て、1429年に統一国家として琉球王国が成立した。

琉球は、1368年に成立した明朝の冊封進貢政策の傘下に入り、1372年に中山王、1380年に山南王、1383年に山北王の三山の各王が明へ進貢した。そして、明の海禁政策を後盾にした琉球は、16世紀半ばごろまで中国や朝鮮、まなばん（東南アジア）へと交易を展開する大交易時代を迎えた。琉球側は、冊封進貢体制を維持するために、中国へ様々物品を献上した。

進貢の献上品については『明実録』、『歴代宝案』、『中山世鑑』はじめ近年では中流関係档案史料の報告などの文書記録で確認できる。

1372年最初の進貢では、中山王は明朝へ金銀酒海・金銀粉匣・摺子扇・泥金扇・螺殼（ヤコウガイの殻）・蘇木・生熟夏布を献上する。これらの品々は、琉球産物だけではなく、日本産も含んでいたことが考えられる。15世紀には刀類が献上されるが、「紅漆螺鈿鞘」は琉球製と解されている。上記の文書記録から漆芸品はじめ、中国の絹織物や陶磁器、日本の刀剣や扇、さらに東南アジアの香辛料や染料などの流通が確認できる。琉球漆芸の礎もこの時期に築かれたことは、充分類推できる。その後、琉球漆芸は大きく発展を遂げ、交易国家の琉球王国を支える重要な産物となった。

考古学的な観点では、13～14世紀の英祖王の墓から、朱漆の剥落片が多数見つかっており、古墓の為政者は朱漆の棺で安置されていたとされる。また、15～16世紀の首里城銭倉跡からは、夥しい数のヤコウガイやサラサバティなどは螺鈿用の加工痕を伴い、同時に朱漆膜片も出土している。

民俗的な記録では、『李朝実録』には15世紀末に朝鮮人漂流民が観察した王族の漆鞞や漆寺院が記され、同時期には漆文化が存在したことが伺える。



写真2 浦添ようどれ (13～14世紀 浦添市教育委員会)

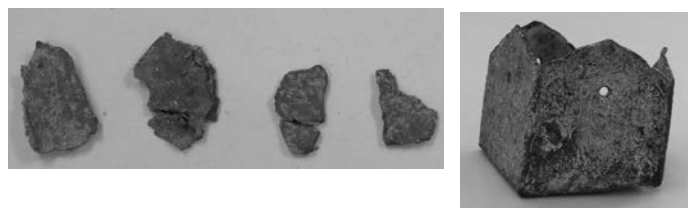


写真3 浦添ようどれ出土の漆塗膜片や脚先金具・鋌・釘 (13世紀 浦添市教育委員会)



写真4 首里城銭蔵跡の貝だまり
(15～16世紀 沖縄県埋蔵文化センター)

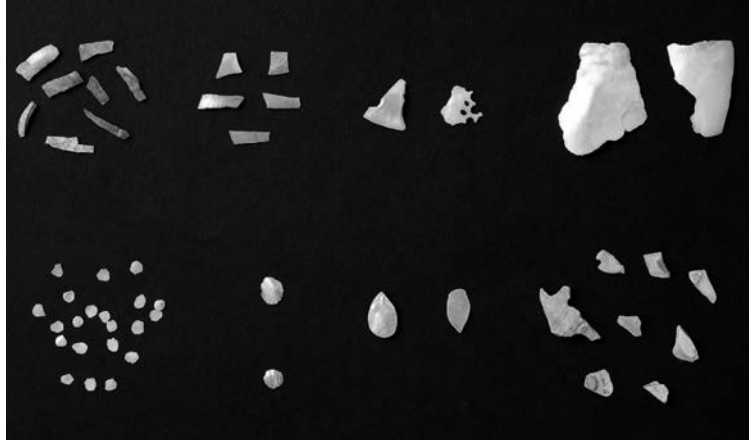


写真5 首里城銭蔵跡の貝だまり出土の螺鈿片
(15～16世紀 沖縄県埋蔵文化センター)



写真6 沖縄県指定有形文化財 朱漆牡丹尾長鳥螺鈿卓 (16～17世紀 浦添市美術館)



写真7 沖縄県指定有形文化財 黒漆菊花鳥虫沈金外櫃び緑塗鳳凰沈金内櫃 (15世紀 個人蔵)

近世期 I の漆芸 1609 年～ 18 世紀中頃

近世琉球は、1609 年の薩摩・島津氏による侵略からスタートする。琉球は中国との冊封進貢関係を継続しつつ、薩摩を介し江戸幕府の幕藩体制にも組み込まれる。いわゆる日支両属の国家体制となる。国王や将軍の代替わりの際には、「江戸上り」と称する表敬訪問を行い、様々な日本文化と接する機会が増えた。漆器は将軍や大名への献上品として需要の幅が広まった。王府は貝摺奉行所を整備強化し、デザインや材料、技術の管理を行った。特に日本向けの漆器は武家社会の「唐風好み」を反映して、黒漆螺鈿に中国的な山水図が多く製作されるようになった。王国内でも士族層を中心に日本文化が推奨され、従来の中国文化と重合し成熟した琉球文化が華開いた。

貝摺奉行所では、漆器や絵画、染織品など美術工芸品の製作を所管していた。設置時期は不明だが、1609 年に毛泰運・保栄茂親雲上盛良が貝摺奉行職に任官された家譜記録が初出である。近世期には、絵画や漆芸の新たな技法の習得のため、官費や私費で中国へ渡った。漆器では、1641 年に曾氏国吉が福建で螺鈿法を学び貝摺師に任命される。1690 年、関忠勇・大見武筑登之親雲上は、



写真 9 浦添市指定有形文化財 黒漆雲龍鳳凰螺鈿長文箱 (17～18世紀 浦添市美術館)

清に渡り「煮螺」を学ぶ。1715年、房弘得・比嘉筑登之親雲上は「堆錦」を改良し褒賞を得ている。漆器は、王国外交には欠かせない産物として、受容国である中国と日本の各々の価値観や美意識の嗜好に合わせて製作した。

近世期Ⅱの琉球の漆芸 18世紀中頃～1879年

中国や日本や影響を受けながら発展してきた琉球の美術工芸や芸能などの文化が、最も成熟した時期でもある。

王府と八重山蔵元との漆の植林に関する往復文書の『参遣状』によると、1686～1731年に八重山で漆栽培を試みていた。

漆芸技法も、中国へ渡り新たな技法を習得していた記録がある。1690年、関忠勇・大見武筑登之親雲上は、清に渡り「煮螺」を学ぶ。1715年、房弘得・比嘉筑登之親雲上は「堆錦」を改良し褒賞を得ている。また、清朝の皇帝や皇太后に黒漆に五爪龍文様の盤や椀などの献上記録が残る。

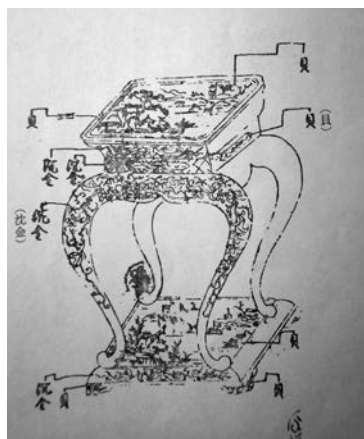


写真10 真塗沈金青貝交中央卓図朱漆山水人物箔絵東道盆
「大和へ御進物道具図併入目料帳」貝摺奉行所文書
(京都大学総合博物館「那覇市史資料篇第1巻10琉球資料(上)」1989那覇市より転載)



写真11 浦添市指定有形文化財 朱漆山水人物箔絵東道盆 (18世紀 浦添市美術館)

19世紀に入ると、琉球にはイギリスやフランス、アメリカなどの異国船が琉球に頻繁に来航するようになる。琉球王府は、1849年に英国人ベッテル・ハイムの依頼で英船に、1854年には、アメリカのペリーへそれぞれ漆器を寄贈した。

近代期以降の漆芸

琉球王国は、明治5年（1872）の琉球藩設置を経て、明治12年（1879）沖縄県となる。王国の崩壊に伴い、漆器製作の管理部署でもあった貝摺奉行所組織も解体し、漆器の生産体制は大きく変貌する。王国時代は、中国や日本への献上品・進上品であった漆器は、明治政府の殖産興業のひとつとなる。鹿児島など日本からの寄留商人が、沖縄の経済産業界の中心となる。漆器も寄留商人や地元の漆職人が民間工房を設立し、経済効率の良い生産体制や、南国沖縄のイメージを強調したデザインが製作され、砂糖や泡盛などに並ぶ特産品として本土市場へ移出された。米次漆器店や浅田漆器、沖縄漆工組合・紅房などの工房が中心であった。紅房は1940年、日本統治下の台湾へも進出した。

1945年、第二次世界大戦により沖縄県は国内で唯一の地上戦が行われ、多くの人命や文化財を失った。沖縄は、終戦後から昭和47年（1972）の日本本土復帰までは米軍統治下にあった。漆器は、在沖米軍向けの食器や記念品に大きな需要があった。また、県民の生活が安定してくると、引き出物や贈答品として活況を呈した時期であった。



写真12 黒漆米軍紋章漆絵堆錦箔絵壁掛
(1960-1975年頃 浦添市美術館
〈紅房コレクション〉)



写真13 朱漆木葉形盛器 柏崎栄助作
(1940年頃 浦添市美術館〈紅房コレクション〉)

< 琉球漆器の主な技法 >

・沈金

漆面に沈金刀を用いて線や点状の文様を彫り、彫り溝に金箔を漆で定着させ、金線や金点の文様を表す。16世紀初期の久米島の神女の伝世品が存在する。初期沈金は、撥ねの少ない深い溝の刀技に、文様は鳳凰瑞雲や花・鳥・蝶・虫などが地文様とともに隙間なく表されている。

・螺鈿

貝を薄くして文様の形に切断し、漆やニカワで漆面に定着させ貝の真珠層で文様を表す。琉球では、主に近海のヤコウガイを用いる。原貝の加工法には、煮込んで貝層を剥離する「煮貝」と砥石などで摺りおろした「摺貝」がある。朱漆に螺鈿は古琉球期の特徴とされる。初期螺鈿は厚貝の少片が多く用いられ、近世琉球では、薄貝や大きな貝片の文様が作られるようになる。白下地や、貝裏に金銀箔を貼る裏彩色など、様々な表情の螺鈿が製作された。近年の発掘成果で、15世紀後半には琉球で螺鈿が製作されていたことが確認できる。

・箔絵

漆で文様を描き、その上から金箔等を貼り文様を表す技法である。金箔の面を針描や黒漆で細線を施し、写實的に細部を表現する。16世紀の朱漆花鳥箔絵椀が、ハプスブルグ家の伝世品としてアムラス城（オーストリア国立美術史博物館分館）が所蔵する。18～19世紀には、椀や盆、膳などの組物に汎用された。

・堆錦・堆彩漆

焼漆と朱や石黄、藍などの顔料を練り合わせ、薄いシート状にした「堆錦餅（ムチ）」を文様に切り取り、漆で漆器の表面に貼り付ける技法。一見木彫のような立体的な文様である。「堆錦」の呼称は、中国の漆工技術書の「髹飾録」（1567～73年）の註記（1625年）に記録がある。1717年、房弘徳・比嘉筑登之親雲上乘昌は、沖縄で堆錦の技術を改良させたことで王府から褒章されとの記録がある。湿度を要する厚みのある漆層の堆錦は、沖縄の湿潤な気候に適合した技法として、さらに型抜きや印押しなどの効率的な生産手法の展開など、沖縄の風土に定着し発展した漆芸技法となった。

堆彩漆は、漆と地の粉などを混ぜて立体的な文様を作り、上から彩色を施す。16世紀頃には製作されていたと考えられる。





・漆絵・密陀絵

漆絵は、漆と顔料を混ぜて描く汎用された技法である。漆は褐色であるため、鮮やかな色材の表現が困難である。

密陀絵は、顔料を桐油や荏油でとき、乾燥材として密陀僧（一酸化鉛）加え文様描く油画の一種である。漆では発色しづらい、淡い色や白色など多彩で鮮明な色の文様表現ができる。中国の唐代や日本の正倉院まで遡れる古い技法である。

漆絵と密陀絵を併用することで色彩が豊かになり、琉球では、16世紀頃には製作されていた。

②……………王家所蔵を示唆する印 ～天字形などを伴う漆芸品や金工品～

篆書体の天字形（）や団扇形（）、分銅形（）、鼓胴形（）の印を伴った漆器や刀剣などが20点確認できる。これらの印は、伝世品の僅少な琉球の工芸品にとって、重要な基準指標である。

そして、これらの印を伴う品々を王家所蔵としたのは、徳川義宣が嚆矢である。徳川はその根拠として、琉球では中山王は「天子」や「天加那志」と称され、王墓を「天山陵」と称することや、

貴いものに「天」を付して用いる例が多い一方、比肩される中国漆器には天字形を付されたものがないこと挙げている。

徳川は『琉球漆工芸』で、天字を伴う漆器5点を下記「資料1」中のNo.1からNo.5を提示する。その後、天字形の印についての論考を、『漆工史』2号（1979年）・『同』9号（1986年）・『同』15号（1992年）・『同』17号（1994年）で合計10点の漆器と1点の刀剣について報告した。

筆者も同報告を基準に調査を実施した結果、1996年に「黒漆螺鈿天目台」（No.11）（ハンブルグ工芸美術館蔵）、1999年に「聞得大君御殿雲龍簪」（No.16）（沖縄県立博物館・美術館蔵）、2001年に「黒漆巴紋鳳凰螺鈿椀」（No.12）、「黒漆菊唐草螺鈿椀」（No.13）を新たに確認した。金工品では1998年に国宝尚家資料「金装宝剣拵 号・千代金丸」（No.15）（那覇市蔵）、2007年に鼎形香炉（No.17）にも確認した。

琉球の漆芸品や金工品に付された〈天〉字形が琉球王家に関わる可能性があるとの示唆のもと、昭和53年の『琉球漆工芸』には5点の漆器のみであったが、平成30年時点で、下記表のとおり漆芸品14点と金工品6点の計20点を数えるにいたった。

（1）琉球国王家に伝世する宝剣や簪について

尚王家伝世の刀剣や、最高神女である聞得大君の簪など、第二尚氏王家伝正品の宝物に付された、天字形などの印は、王家との関連を深く示唆する重要な印である。

① 国宝琉球国王尚家関係資料 青貝微塵塗腰刀拵号北谷菜切（No.14）写真14・15

15-17世紀那覇市歴史博物館

かつては、沖縄本島北部に位置する北谷間切の領主に伝来したことから同号名を称する。鞘塗が1ミ程度の方形に切った貝を貼った緻密な螺鈿細工である。小柄と筭を伴う。鍔の表に天字を裏に鼓胴形が刻まれる。小柄の裏側には天字と分銅形、筭の裏側に天字と鼓胴形が刻印されている。

② 国宝 琉球王国尚家関係資料「金装宝剣拵 号・千代金丸」（No.15）

15-17世紀那覇市歴史博物館、那覇市歴史博物館

刀は、琉球王国以前、15世紀初頭に沖縄本島北部を支配していた山北王の攀安知に由来する。尚家資料の「千代金丸由来記」によると、応永23年（1416）に中山王との戦いに敗れた山北王の攀安知が、自害した刀とされる。

柄頭には8弁の花文とともに「大世」の文字が刻まれる。第一尚氏第6代の尚泰久王（在位1454-61）は神号を「大世主」と称したので、拵はこの時代の作と考えられる。これらの史実から、この宝刀は山北王から第一尚氏そして第二尚氏へと継承された、琉球の歴史を物語る重要な資料でもある。

鏝には、「てがね丸」の線刻文字と縁に「天」字が刻印されている。刻印後に黒漆塗りが施されている。



写真14 国宝 琉球国王尚家関係資料青貝微塵塗腰刀拵（号北谷菜切）（15～17世紀 那覇市歴史博物館）

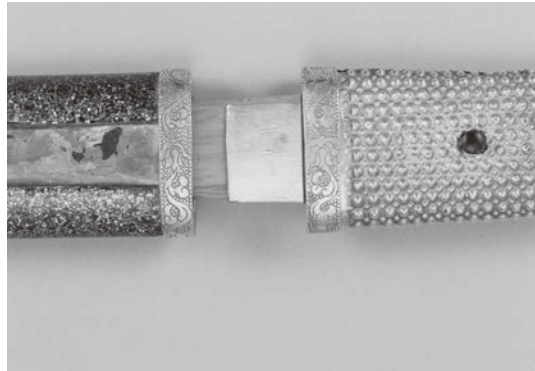


写真15 琉球国王尚家関係資料青貝微塵塗腰刀拵（号北谷菜切） 鍔（15～17世紀 那覇市歴史博物館）



写真16 沖縄県指定有形文化財 間得大君御殿雲龍黄金簪
（16世紀 那覇市歴史博物館・美術館）



写真18 間得大君御殿雲龍黄金簪 底部
（16世紀 沖縄県立博物館・美術館蔵）



写真17 間得大君御殿雲龍黄金簪 棹部
（16世紀 沖縄県立博物館・美術館蔵）



写真19 間得大君御殿雲龍黄金簪 花部側面
（16世紀 沖縄県立博物館・美術館蔵）

③沖縄県指定有形文化財「きこえ おおきみ ウドゥン聞得大君御殿雲龍黄金簪」(No. 16) 写真 16・17・18・19

16世紀 沖縄県立博物館・美術館

聞得大君は、第二尚氏3代尚真王（在位1477-1526）の頃に制度化された王府の神女組織の最高神女で、公的神女として王国の祭祀を司り国王に比肩する権威があった。神女制度は、聞得大君を頂点に地方や離島にも公職として神女を配し、王府の人心を治める役目を担った。

本簪は、聞得大君の家筋に伝わった最高神女を象徴する由緒ある簪で、第2次世界大戦で米国に持ち去られたが、1953年にペリー来琉100周年を記して返還された。龍や雲の文様は、ヤニ床で打ち出し、漆箔で飾ったと考えられる。天字が簪の花部側面と底部、棹の3ヶ所に施されている。

(2) 漆器の形態や加飾について

1) 漆器形態の分類

①天目台6基 ②箱類3合 ③蓋付碗2口 ④足付盆1基 ⑤食籠1基の5種類である。

天目台6基 形態として大きな割合を占め、加飾技法は、朱漆沈金が2基、黒漆螺鈿が4基である。

天目台は、神仏や貴人への献茶の際、天目茶碗に添えられる茶台である。天目茶碗は格の高い茶器とされ、元は中国浙江省天目山の寺院で使用されていたのを、五山の僧侶らが日本に持ち帰った器とされる。茶の湯が流行りだした南北朝の頃から、日本でも製作されるようになり、茶道具として定着した茶碗である。天目台は、格の高い由緒ある天目茶碗に添えられる器物に相応しく、その形態や加飾も荘重で風格の備わっていることが望まれてきた。

琉球における茶道は、古くは文芸や遊芸とともに禅僧によって本土からもたらされた文化とされる。茶の湯の最初の記録は、1534年来琉した冊封使の陳侃により、「八月仲秋の節」に天海寺や円覚寺で茶湯のもてなしを受けたことが記される。また、天海寺跡から出土した天目茶碗を沖縄県立博物館・美術館が所蔵する。

琉球における茶道は、16世紀中頃に禅僧の琉球への渡来や琉僧の五山運遊などで、茶湯が一つの遊芸として琉球に伝来し、禅僧の社会では定着しつつあったことが推測できる。また、島津家家老の「上井覚兼日記」には、1575年（天正3年）に薩摩に来国した琉球使節らが、儀礼的献茶としての礼茶のもてなしを受けた記録がある。さらにこの頃、琉球は堺との交流が頻繁で、1576年（天正4）の茶会記などから比較的頻繁に茶湯の交流があったことが推察できる。

近世琉球における茶湯は、泉州堺の出身である喜安入道藩元によりとりいれられた「利休流茶道」とであるとされる。喜安入道は当時の琉球国王であった尚寧王の侍従官や、御茶道職に任ぜられ、茶道が琉球の士族社会に一層普及していく役割を担った。1667年、三司官の羽地朝秀は琉球を合理的な国家体制に導くための政策方針中にも、「茶道」を士族社会における子弟教育でも欠かせない教養として推奨している。さらに考古資料として首里城跡の14-16世紀の地層からかなりの数量の天目茶碗が出土しており、交易品としてだけでなく琉球内でも茶道に使用されたことは十分に考えられる。

これらのことから、琉球においては16世紀頃から茶湯の存在は確認でき、茶道具のひとつとして「天目台」の存在は証明できる。

②箱類3合 (No.3), (No.4), (No.8) でいずれも国外の美術館の収蔵品である。加飾技法は、3合とも黒漆螺鈿だが、硯箱 (No.3) は、朱漆沈金の容器に納められている。黒漆双鳳蓮唐草螺鈿長箱 (No.8) には、王府の官職名の「せいやりとミ」が沈金で彫られている。

③蓋付椀2口 (No.12), (No.13) で、加飾技法は黒漆螺鈿である。

つまみの付いた蓋を伴う椀である。単独で使用されたか、何を入れたか用途は不明である。本品は、「朱漆花鳥沈金密陀絵御供飯」(重要文化財 徳川美術館蔵) 内に納められた10個の蓋付椀と形態や寸法などが酷似することから、本来は組物の漆器の一部と思われる。

④足付盆 (No.2) は1基で、密陀絵と沈金の加飾である。

⑤食籠 (No.9) は1基で、加飾技法は、黒漆螺鈿である。二段の食籠で深い被せ蓋造りの容器である。琉球では食籠を「御籠飯」と表記し、丸型をウクファン、八角形をクイチクと称している。

(2) 文様について

文様は唐草文様や鳳凰が多くみられる。文様の概略は菊唐草文様が5点、鳳凰と唐草や蓮華の組み合わせ文様が4点、花鳥文・牡丹唐草・山水人物文様がそれぞれ1点ずつある。家紋として王家を象徴する巴紋を付した椀も特徴がある。

資料1 <天^天>字・<団扇^扇>・<分銅^銅>・<鼓胴^胴>形を伴う漆芸品および刀剣・金工品

No.	作品名	法量 最大値	天字	団扇	分銅	鼓胴	印技法
1	朱漆牡丹沈金八稜形天目台	高 6.8 径 17.5	○	○			沈金
2	朱漆花鳥花文三重襷密陀絵沈金足付盆	高 10.6 径 22.7	○				箔押し
3	朱漆鳳凰麒麟沈金硯箱容器 (黒漆梅七珍螺鈿硯箱 13 個付)	高 30.	○				沈金
4	黒漆双鳳蓮華螺鈿長箱	高 7.7 縦 13 横 44.6	○	○			沈金
5	黒漆菊唐草螺鈿十二稜花形天目台	高 6.2 径 13.2	○		○		沈金
6	黒漆鳳凰ニ雲唐草螺鈿天目台	高 7.7 径 16.2	○		○		沈金
7	黒漆菊唐草天目台	高 6.1 径 15.8	○	○			沈金
8	黒漆双鳳蓮唐草螺鈿長箱 *「せいやりとみ」の銘	高 4.2 縦 13.3 横 39.8	○	○			
9	黒漆山水人物螺鈿八角食籠	高 30.5 径 35.5	○	○			素彫か
10	朱漆牡丹唐草沈金八稜花形天目台	高 7.1 径 17.0	○			○	沈金
11	黒漆菊唐草螺鈿天目台	高 8.8 径 14.8	○	○			沈金
12	黒漆巴紋鳳凰螺鈿椀	高 8.8 径 11.1	○				沈金
13	黒漆菊唐草螺鈿椀	高 10.5 径 12.3	○				黒・朱漆
14	青貝微塵塗腰刀拵(号 北谷菜切)	長 46.5	○		○	○	素彫
15	金装宝剣拵(号 千代金丸) *「てかねまる」銘	長 92.1	○				素彫
16	聞得大君御殿雲龍黄金簪	長 27.5 径 10.7	○				打出
17	銅鼎形香炉	高 23.2 幅 22.4	○			○	素彫
18	黒漆獅子牡丹螺鈿印籠	高 2.2 縦 8.5 横 6.3	○				螺鈿
19	青貝巴紋散合口拵 筭・小柄せいやりとみ	総長 52.4	○	○			素彫
20	青貝微塵塗印籠刻合口拵 筭・せちあらとみ	総長 59.8	○		○		素彫
21	朱漆巴紋牡丹沈金透彫足付盒	高 13.8 径 28.9	○		○		朱書

(3) 銘印の種類・技法について

漆器に付けられた天字などの印は、その多くが沈金で表している。また、天字単独の印はあるが、団扇形や分銅形、鼓胴形を単独で用いた印はない。

(4) 作品収集時期が明確な漆器について

「黒漆双鳳蓮唐草螺鈿長箱」(No.8)と「黒漆山水人物螺鈿八角食籠」(No.9)のボストン美術館蔵の漆器は、ウィリアム・スタージュ・ビゲロー(1850-1926)の寄贈品である。台帳にはビゲローの記録に基づき「琉球」と記されている。ビゲローは、ボストン出身の医学博士で素封家であり、滞欧中にジャポニズムに触れて日本文化に興味を覚え、明治15年にエドワード・シルベスター・モースやアーネスト・フランシスコ・フェノロサらと来日。岡倉天心らとともに、日本美術の再発見に力を尽くした。ビゲローは7年間の日本滞在中に膨大な数の浮世絵をはじめ、各流派の絵画・刀剣・染織・陶磁器などの美術品を収集し、帰国後はそれらをボストン美術館に寄贈した。「黒漆双鳳蓮唐草螺鈿長箱」(No.8)には<天>字や<団扇>形とともに、「せいやりとミ」と王府の官職名が記される。琉球王国が解体して間もない頃で、ビゲローは、その来歴も含めて入手したのであろう。ビゲローは、明治15～17年日本に滞在し、浮世絵や絵画、染織、陶磁器などを多数購入し、ボストン美術館に寄贈している。

④……………琉球国王から中国皇帝に献上された漆器

～北京・故宮博物院所蔵の琉球漆器～

北京故宮博物院は、世界遺産でもある紫禁城の建物と、100万点余にも及ぶ明・清王朝の伝世品を収蔵する高名な博物館施設である。

1998年NHK沖縄放送局の取材で、同博物院には琉球国王から中国皇帝に献上された漆器や染物(紅型)などの琉球文物が保存されていることが報道された。それまでは、皇帝への献上品は文書記録による確認のみで、現物の存在は未詳であったため、琉球文物の沖縄での公開の気運が高まった。その結果、2004年(「中国・北京故宮博物院展 帰ってきた琉球王朝の秘宝展 沖縄特別展覧会」主催：那覇市(財)海洋博覧会記念公園管理財団他)と2008年(「沖縄県立博物館・美術館開館1周年記念甦る琉球王国の耀き展」)の2度に渡る里帰り展が実現し、県民の大きな話題を呼んだ。

1372年中山王察度が明の入貢の求めに応じ使者を派遣したことが、中国との冊封進貢関係の始まりである。冊封進貢とは、明朝初期の洪武帝が周辺のアジア諸国を明朝の臣下国として、東アジアの秩序体制を整備したことに始まる。琉球は、2年1貢を基本として進貢使節団を送った。福州で商品の売買を行い、使節の一部は皇帝への謁見のため北京の紫禁城に上った。琉球からの通常の進貢品は、常貢とよばれ琉球産の螺殻や馬、硫黄で後には日本産の竿銅や錫であった。一方、皇帝へは特別の儀礼の外貢に際し献上された品々があった。琉球国王が冊封を受けたお礼として謝恩使が、新皇帝即位のお祝いとして慶賀使が献上する品々である。現在、北京故宮博物院に伝世する漆器や染物(紅型)などは、このような特別な儀礼時の献上品であり、琉球の最高技術で製作された

工芸品であった。

漆器の献上記録は、「黒漆龍画螺盤」が康熙5年（1666）10個、「黒漆嵌螺茶鐘」康熙7年（1668）に100個、康熙17年（1678）に100個みえるが、康熙19年（1680）の100個を最後に免除となる。再び螺鈿漆器が登場するのは、半世紀近く経ってからである。「黒漆嵌螺五爪龍椀」と「黒漆嵌螺五爪龍盤」各30個が、雍正3年（1725）に雍正帝即位に際し御書扁額等の下賜御礼として献上される。同品は、以後同治帝までの御書扁額下賜御礼として7回に渡り（1740年、1768年、1788年、1796年、1826年、1854年、1867年）30個ずつ、各々計210個が献上された。攢盒は1792年、乾隆帝の皇太后60歳の祝いによる書の下賜品の御礼として「銀攢盒」の献上が初出で、1796年、1798年の献上記録が続く。

現在、北京故宫博物院の漆器関係資料には、琉球漆器として攢盒（東道盆）、蓋椀（蓋付椀）、円盤（盆）、錫貼杯・方盤（小皿）、長方盒（文庫）などが伝世する。また、琉球から献上した記録を伴う刀や、冊封使節の記録した漆器図などがある。

（1）攢盒（東道盆）

故宫博物院では攢盒と称し、現在螺鈿が4具と堆錦2具の荊6具伝世する。攢盒は前皇帝への甲いや御書下賜へのお礼などの特別な進貢の際に献上された。「攢」は集合の意があり小皿が多数組込まれていることからくる機能に由来する名称といえるのだろう。

一方、攢盒は現在琉球漆器では「東道盆」と称している。東道盆の呼称は、中国明の古典籍『春秋左氏伝』中の、遠来の客をもてなす主となることを意味する「東道の主」に由来する。王国の近世文書には「とんだふ」や「とんだあ盆」そして「攢盒」などの名称で記され、王府公式の宴席や士族の祝宴で酒と共に供されている。

・黒漆嵌螺鈿双龍戯珠長方攢盒（黒漆宝珠双龍文螺鈿東道盆）4具

黒漆嵌螺鈿双龍戯珠長方攢盒（黒漆宝珠双龍文螺鈿東道盆）4具は、いずれも、五爪龍が宝珠を追って瑞雲に遊ぶ様を螺鈿で表すが龍の向きなどに変化がみられる。足は朱玉掴みの獣足で、2具は畳摺りを伴う。内には吉祥文様を線彫りした銀皿を収める。また、1具には「嘉慶九年十一月十四日収永安寺交螺鈿漆長方攢盒一副内盛銀匣十五箇」の紙札が収められている。永安寺は、清朝がチベット仏教を通じてモンゴルやチベットとの政治的な融和をはかるために建てられた寺院のひとつ。東道盆は紫禁城から嘉慶9年（1804）永安寺に下賜された後、故宫博物院に戻されたと考えられる。

・紅地堆彩漆山水紋長方攢盒（朱漆山水樓閣堆錦東道盆）2具 銀皿12枚

堆錦加飾で蓋上面から側面を山水に屋舎や人物を、蓋の肩や身側面を牡丹唐草、鱗を梅の折れ枝で飾る。堆錦文様は、ウルシに顔料を練り合わせ、薄いシート状にした堆錦餅の文様形を漆で貼る技法。堆錦餅は、緑・茶・黄・黒色で、岩は濃い茶色や黄味がかった堆錦餅を練り併せマーブル状にして、立体感を表現している。蓋や身の周辺は、「堆錦あんばい堆朱」と称される単色の型押し堆錦で飾る。玉を掴んだ獣足の獣面や爪、鱗の縁を金色で煌びやかに飾る。内には祥文様を線彫りした銀皿12枚を収める。

同攢盒と類似の丸形東道盆が、道光28年(1848)「申秋走進貢船兩艘仕出日記」(『琉球王国評定所文書』第四卷)に、「一真塗青貝角形東道盆壺通、皿拾五、拾分銀調。但、皿兩目五百八十三匁や一朱塗堆錦丸形同壺通、皿九、右同。但、右同三百九十六匁五分」とある。また、貝摺奉行所から廃藩時に引き継ぎ、図を中心にまとめた『琉球漆器考』に嘉永元年(1848)製の朱塗堆錦丸型東道盆に挿図があり、丸形攢盒も存在していたことが推察できる。

(2) 蓋椀(蓋付椀)5口

薄く挽いた素地に黒漆宝珠双龍文様を螺鈿で表す。蓋や身の曲面を薄貝の五爪の龍が密着して展開する。曲面に薄貝を貼った見事な螺鈿技術である。蓋と身の内側に金箔を貼る。『琉球漆器考』中の蓋付椀図の添書きに「嘉永元年製 木地茶椀 外厚貝塗蠟色ニ貝ニテ五爪ノ雲竜繪 内厚金薄磨」とある。

(3) 円盤(丸盆)(写真19)

見込みに五爪龍と鏢に四つの窓枠を設え、中を吉祥文で飾る。貝の細工は、細密な方形螺鈿で文様を構成した螺鈿や、毛彫りだけの螺鈿表現もある。径は約35センチで、高台は輪高台と刎り高台の2タイプが確認できた。故宫博物院によると同様の丸盆を300枚以上所蔵しているとのことである。

進貢記録「申秋走進貢船兩艘仕出日記」に「本文咸豊四寅年御筆御拝領付、御謝恩御献上ニ成ル。」「一貝摺御茶椀 蓋共 但、上調。差渡四寸、内金磨、外黒塗ニ而五爪之龍繪。」「一同御茶盆三束 但、上調、差渡壺尺壺寸五分、内外黒塗ニ而鏡五爪之龍繪、縁所々亀甲宝尽。」併記されている。

また、王府の貝摺奉行所製の漆器について、明治政府がまとめ刊行した『琉球漆器考』中に挿図とともに「嘉永元年製 茶盆、鏡真塗蠟色貝ニテ五爪ノ雲竜繪 内右全ニ亀甲宝尽外真塗」と記されている(写真20)。蓋付椀と盆は並べて描かれており組物すなわちセットで、「茶椀と茶盆」と呼ばれ、それぞれ束で献上されているが、一束がどれだけの個数かは未詳である。故宫博物院には、現在椀は5口しか確認されていないが、盆は300枚以上収蔵されているとのことで、盆と椀の現存数の違いは未詳である。「蓋付椀」と「盆」は、現物と文字記録、そして絵図の揃った極めて貴重な漆器類である。

(4) 錫・銀貼杯と錫縁皿

漆器と金属の合成は、日本の一般的な美意識からはずれる感性である。

角杯や桃形杯、椀類には黒漆螺鈿の内側や高台の内側に錫や銀を貼り、方形の小皿の縁には錫を廻らす、いわゆる覆輪漆器である。錫は輸入品だが、御玉貫や提重などに伴う錫製酒器を製作しており、錫の加工技術は確認できる。

類例の漆器には高台裏に貼られた錫面に「今婦仁」と彫った黒漆花漆絵螺鈿角杯が浦添市美術館2口所蔵する。また、錫の覆輪を伴う螺鈿小皿類を琉球漆器として、ベルリン国立博物館・民族博物館やウィーン国立工芸美術館、BASF社・漆工芸博物館などが所蔵する。このような錫や銀を

直接漆器に貼り合せて製作された漆器類は、いずれも黒漆螺鈿漆器である。

先の東道盆に組み込まれた銀皿と併せて考察してみると、中国側の美意識や感性として金属器への傾倒の深さをうかがい知ることができ興味深い。

(5) 長方盒（文庫）

深い被せ蓋造りで、蓋側面に手がかりの彫り形を設ける。蓋表には大輪の菊唐草文様を堆錦で表す。何枚も重ねた菊の花びらや、深い線刻が施された花びらや葉脈が、より立体的な堆錦表現となる。

(6) 腰刀（打刀拵） 2口

1425年尚巴志から第二尚氏の最後の国王尚泰まで、冊封の謝恩の文物には刀剣類が必ず含まれる。刀身やほとんどの鞘類は日本製とされているが、「紅漆鞘黒漆靶袞刀」宣徳3年（1428）や「紅漆鞘刀」「螺鈿鞘刀」宣徳6年（1431）などは、日本の刀拵の様式からは大きく外れ、琉球製と解されている。

北京故宮博物院には、「乾隆二十二年琉球國恭進黒漆鞘刀一具」と皮札に漢字・チベット文字・満州文字・モンゴル文字で併記した黒漆鞘の腰刀2口伝世する。

(7) 「冊封琉球全図」中の琉球漆器

同図は道光18年（1838）、尚育王を冊封のため正使林鴻年、副使高人鑑が派遣された際の琉球の図で、いわゆる、皇帝への報告書。地図や位階を示す冠や帯、家屋や町の様子さらに植物や魚介類



写真 22 浦添市指定有形文化財 黒漆雲龍螺鈿盆
(18~19世紀 浦添市美術館)



写真 23 嘉永元年製御茶椀・御茶盆『琉球漆器考』
(明治22年刊行 浦添市美術館)

などが忠実な着色描写と解説で記録されており、当時風俗がうかがえる一級史料である。6開目に「器皿図」解説とともに、右側に朱漆足付膳の「盤碟」、朱漆煙草盆の「煙架」、朱塗天目台の「茶托」、朱漆枕「枕具」などの漆器類が描かれている。

⑤……………琉球列島における漆樹の存在

琉球列島の漆樹、いわゆるウルシの木の存在については、よく問われる質問だ。しかし、文書記録の検証や実験的な植栽例はあるものの、いまだ結論には至っていない。本稿では、漆樹存在説と不在説について検証する。

(1) 漆樹存在説について、次の3件の論拠がある。

1) 漆樹存在論の嚆矢は、徳川義宣である。徳川は著書の「琉球漆工藝史序説」や『歴代宝案』はじめ『球陽』、『中山世譜』などの文書記録を根拠に「漆樹存在説」を展開した。

「琉球漆工藝史序説」によると、「御当国御高並諸上納里積記」(『那覇市史』資料篇第1巻2)に、島津氏は慶長14年(1609)の琉球侵略の翌年に実施した検地記録には、将来の上木税(特別税・浮得税)の対象物件が16品挙げられており、その中に「漆」が記されている。そして、25年後の寛永12年(1637)上木税対象の16品中「漆」を含む7品目が、賦課米率を定められて徴収された記録があるが、「漆」は元禄12年(1699)に税が免ぜられる。徳川はその原因を、乱獲による生産のバランスが崩れ、さらに本土より輸入される良質で大量の漆液輸入が琉球産漆の減産に拍車をかけ、結果上木税からも除外され、やがて絶滅へと繋がったと捉え、古琉球期には琉球産の漆液が存在したとする。また、『代宝案』や『明史』、『中山世譜』などの史書には、明朝の宣宗帝が宣徳元年(1426)から宣徳7年(1432)に、琉球から「生漆」を購入した記録を挙げる。すなわち、宣徳3年(1428)2月に明に持ち帰った「生漆270斤 代價229貫400文」は琉球産であるとする。その理由として、「漆液は夏期を中心に採取され、その有効保存期間は通常一年以内で、翌年の夏期を超えて保存することは難しい。陰暦盛夏の6月6日に首里に到着した柴山が、その翌年の宣徳3年2月中旬に琉球を發して持ち帰った生漆は、宣徳2年の夏に採集された漆液であったと考えられる。そして、宣徳2年には、隣国日本は戦乱で通航不能であったのだから、尚巴志が取敢えず時価で買取して柴山に持ち帰らせたに二百七十斤の生漆は、日本産の漆液とは考えられず、琉球産の生漆であったと考えられる。一後略(傍線筆者)」。棒線部分の漆液の保存期間について、当時の漆液の性質や保存環境などの観点から検証する必要があると考える。

2) 八重山島における漆樹の栽培記録について述べる。

漆の植栽について、康熙25年(1686)から雍正9年(1731)の間、首里王府の布達と八重山の蔵元からの報告や問合せの往復文書「参遣状」がある。「参遣状」によると、康熙25年(1686)に八重山に漆木があるとの情報が首里王府に入り、王府は早速八重山漆の育成を奨励し、翌年那覇に来る役人に漆打様を稽古させることを命じた。康熙32年(1693)に1144本を植栽からスタートし、康熙37年(1698)には予定より不足ながら収穫できるようになる。首里王府は、漆畠や漆かきの

改良, 漆質の見立ての指導, さらに専任の漆当の任命などを行。その成果として, 康熙 39 年 (1700) に 2 斤 60 目, 康熙 40 年 (1701) 2 斤 60 目, 康熙 41 年 (1702) 12 斤半, 康熙 42 年 (1703) 20 斤余, 康熙 43 年 (1704) 26 斤 60 目, 康熙 44 年 (1705) 20 斤余, 康熙 47 年 (1708) 16 斤の収穫実績をあげる。しかし, 毎年来襲する台風により 500 本から 1000 本が被害にあい, その都度 1000 本から 5000 本を補充植栽する。八重山の蔵元からは, 漆栽培について農民の疲弊を理由に何度も取止めたい旨の願いが出されるが棄却され, 雍正 8 年 (1730) には役人たちの屋敷にも漆を植えるよう, むしろ強化奨励の通達が王府は通達する。しかし, 雍正 9 年 (1731) を最後に漆に関する文書は消える。「参遣状」の記録から, 小野まさ子は「八重山の漆について」で八重山漆の特徴を次のように捉える。・漆は八重山自生のものである。・大風による被害が大きく, 植栽場所も限定される。・土質により植栽場所が限定される。・植栽から根付まで約 3 ヶ月から半年, 漆掻きまでは 3 年から 4 年である。・漆の植栽中に手間がかかる。・実生ではなく, 根株を分根する。小野は, 漆植栽は八重山だけでなく, 沖縄本島においても行われていた可能性はあり, ハゼノキの樹液の再検討も指摘している。

3) 植物学の観点から, 仲間勇榮は『島社会の森林と文化』で, 「植物分布学上の点から考えて, 沖縄にウルシノキが無いというのは理解できない。」とし, 漆液及び漆液類似の物質を保有している主な樹木として 9 種類挙げ, その中でウルシノキとアンナンウルシは琉球内に存在するが, 漆液の採取をしていたかは問題であるとする。そして, 古琉球期のウルシノキの植栽記録は上木税として, 前掲の「御当国御高並諸上納里積記」慶長 15 年 (1610) しか確認されていない。しかも, 元禄 12 年 (1699) には漆木は本数も数え難いほど減少しており, 結果上木税の対象から免除されている。仲間は「上木税の対象として賦課されていたウルシノキは, 17 世紀終わり頃には日本や中国から上質で安価な漆が輸入されたため, 琉球国産の漆が衰退するに至ったと推測する。また, 坂上登の『琉球産物誌』には, 琉球土名で ①「櫨乃木」と ②「宇留志乃木又名岐宇留志」の 2 種類の「漆」が記されており, 植物の形状や植栽状況から ①をアンナンウルシ ②をウルシノキと捉える。そして, 櫨油 (蠟) 採取のため, 「山奉行所公事帳」(1751) では御法度木となっていた「櫨乃木」は, 古琉球に東南アジア交易で琉球に輸入されたアンナンウルシで, 当初は漆液を採取していた可能性を指摘する。

(2) 漆樹不在説

『琉球漆器考』は, 沖縄県農商課長の石澤兵吾 (1853 ~ 1919, 新潟県出身) が漆器産業振興を目的に, 琉球王府の「貝摺奉行所」の文書記録を引き継ぎ, 再編集して刊行した。歴史や, 器物の製作年代や種類, 材料などの仕様を挿図と共に収録した琉球漆芸の一級資料である。挿図は, 王府の絵師の流れをくむ県庁の製図職の佐渡山安豊 (1852 ~ 1899) と, 薩摩藩と鹿児島県で文化官僚として活躍した木脇啓四郎 (1817 ~ 1899) が担当しており, その筆致と再現力は高く評価できる。同書中に「(前略) 琉球の漆器は其の製法一種なるが如しと雖も其原内地よりより傳はりたるは疑いなし何となれば之が製法に要する 第一の原料漆汁は古来吉野漆を用ひしと今尚一般人口に膾炙し傳ふればなり然れども何の時代に始まりしを知るに由なき太だ遺憾なり貝摺奉行所の創設も判然せ

されども護佐丸一族勝連某の家譜に左の條あり蓋し同奉行の文字に顕れたたるは之を以て權輿とす(後略)」(棒線筆者)とある。石澤が明治20年、当時の沖縄県知事福原実一行と共に殖産興業のための視察に同道し、久米島や宮古、八重山、与那国まで視察する。その道中、沖縄の殖産工芸はかつて王府管理下で製作していた漆器は、引き継ぎ文書(貝摺奉行所文書)と共に残されており、中国や日本への献上品と考えられその挿図・デザイン、とりわけ詳細な仕様書がありこれらから選抜し出版に繋がった。福原知事は、漆器図に自ら付箋を貼り、それを改めて佐渡山、木脇に写生させるように命じている。さらに、石澤は自身を「薄学浅識」として、識者の訂正があれば幸甚と謙虚な姿勢で出版に踏み切ったことが窺える。その編集段階で、おそらく元貝摺奉行所員や漆器制作者に聞き取りなどを行った結果が上記傍線部分であろう。明治20年当時は、琉球に漆樹が存在したか否かに疑問をもつこともなく、昔から「吉野漆」とよばれる本土産漆を使っていた話が定着していたようだ。

⑥……………漆芸関連の主な文書・記録類

- ・『**歴代宝案**』は琉球王国の外交文書集。第1～3集、別集、目録の計270巻。永楽22年(1424)～同治6年(1867)の期間、明・清王朝の中国との交渉を中心に、東南アジア諸国や朝鮮との往復文書の記録集で、進貢品リストに応永32(1425)刀剣・螺殻や、4回の漆液輸出などの漆芸関係記載あり。
- ・『**中山世鑑**』(1650年編)、『**中山世譜**』(1701)、『**球陽**』(1743～1745編)は王国の正史。洪武5年(1372)に中山王察度が明と冊封を結んだ際の貢物に金銀粉匣・螺殻・櫛子扇・泥金扇などの漆芸関係記載あり。
- ・『**琉球国由来記**』(1713年編)と漢訳本『**琉球国旧記**』(1731)は、王府編纂の琉球国の基本的な地誌である。間切、祭祀、官職制の来歴などとともに、巻4官職部の事始記に貝摺奉行の「螺點」貝摺師、檜物師、轆轤など漆芸技術の記載あり。
- ・『**家譜記録**』は、諸士が系図座に提出した家記録である。漆芸関係では1612年、毛泰運・保栄茂親雲上盛良、貝摺奉行に任命される。1641年、曾氏国吉・福州で「螺鈿」の法を学んで帰国、貝摺師となる。1690年、関忠勇・大見武筑登之親雲上憑武、中国で「煮螺」法を学ぶ。1715年、房弘徳・比嘉筑登之親雲上乘昌「堆錦」を改良し褒賞を受けるなどの記録がある。
- ・『**通航一覽**』は江戸幕府の外交史料である。琉球使節(慶賀・謝恩使)の献上品に沈金や青貝、堆錦で加飾された中央卓や籠飯、硯屏、料紙硯箱などの漆器が当初の寛永11年(1634)から頻繁に確認できる。

朝鮮王朝や冊封使記録にも、琉球の漆芸文化の記録がみえる。

- ・『**李朝実録**』「成宗康靖大王実録」は、琉球の漆芸文化の最も古い記録である。1477年に済州島から出漁した漁民、金非乙介、姜茂、李正の3人は遭難し与那国島に漂着。1年以上かけて沖縄本島へ送られ、黄金の輦(乗物)の尚真王母子やの姿や那覇や首里の彩絵で飾られた寺院、漆器のご飯椀などの記載もあり、当時の漆文化の存在が確認できる。

皇帝への報告書である冊封使記録では、徐葆光の『中山伝信録』康熙60年(1721)は和刻や仏語に訳され、琉球の地誌を流布させた。

- ・『冊封琉球全図』道光18年(1838)は近年北京・故宫博物院で確認された12開の彩色図と解説入りで、風景や風物などを表す。「器皿図」として、漆器が10点描かれている。

製作の文書記録として、下記の史料がある。

- ・『貝摺奉行所文書』(京都大学文学部博物館蔵)は、漆器製作記録として重要な一級史料で3件確認できる。主に、献上漆器について、献上目的・相手方、材料及び手間賃、梱包材に至るまで一連の仕様書が挿図とともに記されている。①大和へ御進物道具図并入目料帳(道光7年(1827))②当夏大和江御進上御道具御内証様御用之御道具図并入目料張(道光9年(1829))③大和へ御進物道具図并入目料張(同治9年(1870))『那覇市史』資料篇第1巻10「琉球資料」に翻刻1989 那覇市)
- ・『琉球漆器考』(明治22年(1889)東陽堂発行)は、沖縄県農商課長・石澤兵吾が漆器産業振興を目的に、王府の貝摺奉行所引継ぎ文書をベースに編集された琉球漆芸の基本史料。歴史や漆器の種類・色などの解説、仕様(技法・材料など)が図版とともに収められている。70点余(屏風・中央卓・椀・盆など)で、北京・故宫博物院蔵の螺鈿龍椀・盆と思われる漆器図なども確認できる。前述の文書記録類をベースに出版された名著。
- ・『琉球漆工芸』荒川浩和・徳川義宣共著(昭和52年(1977)沖縄開発庁監修、日本経済新聞社発行)は、琉球漆芸の新たな定説を確立した。
- ・『沖縄文化の遺宝』鎌倉芳太郎著(昭和57年(1982)岩波書店)は王国文化のすがたを写真や調査記録で遺した名著である。
- ・琉球国王尚家関係資料「文書・記録類」は、18世紀末から明治期かけての王家文書1,166点である。
- ・『御葬具図帳』には、あでやかな漆の葬具図が描かれている。

近年では、漆の塗膜観察、熱分解、X線調査などの科学分析も進められており試みられており、年代や産地同定、技法分析などに向けてデータが構築されつつある。

主な参考文献

1 琉球・沖縄の漆芸史概略

- (1) 荒川宏和・徳川義宣『琉球漆工芸』日本経済新聞社 昭和52年
- (2) 石澤兵吾『琉球漆器考』明治22年 東陽堂
- (3) 浦添市美術館『琉球漆芸』平成7年
- (4) 那覇市企画部文化振興課編『那覇市史 資料篇第一巻十琉球資料』平成元年
- (5) 鎌倉芳太郎『琉球文化の遺宝』昭和57年 岩波書店
- (6) Sir Harry Garner『CHINESE LACQUER』FABER AND FABER London,Boston
- (7) 『琉球漆器 歴史と技術・技法』琉球漆器事業協同組合 平成3年
- (8) 加藤寛「尚家継承漆芸品と沖縄の漆芸」『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ美術工芸品』2003年 那覇市市民文化局歴史資料室

- (9) 浦添市美術館『琉球漆器名品展—美の極み・漆500年—』平成20年
- (10) 『蘇える琉球国中山王陵浦添ようどれ』浦添市教育委員会 2003年
- (11) 瀬戸哲也『首里城跡発見の螺鈿破片』（『きらめきで飾る螺鈿の美をあつめて』浦添市美術館 平成29年）
- (12) 宮里正子『琉球漆芸』『URUSHI ふしぎ物語—人と漆の1200年史—』2017年国立歴史民俗博物館）
- (13) 『尚家関係資料総合調査報告書Ⅰ古文書編、Ⅱ美術工芸編』那覇市
- (14) 『琉球国王尚家継承文化遺産』沖縄タイムス社 平成14年度
- (15) 宮里正子「華麗なる色とかたち—漆器と紅型からみえる王国のすがた—」『琉球の美』令和元年5月31日岡崎市美術博物館

2 天字形などを伴う漆芸品や金工品

- (1) 徳川義宣「製作年代の推定し得る現存作品」（『琉球漆工芸』昭和53年）
- (2) 徳川義宣「天字形・団扇形・分銅形の印のある漆工品」（『漆工史』2号、1979年）
- (3) 徳川義宣「天字形・団扇形・分銅形の印と銘文」（『漆工史』9号、1992年）
- (4) 徳川義宣「天字形・団扇形・分銅形・鼓胴形の印の意義」（『漆工史』15号、1992年）
- (5) 徳川義宣「天字形・団扇形・鼓胴形の印のある漆工品」（『漆工史』17号、1992年）
- (6) 喜舎場一隆「琉球における茶道」（『九州文化史研究所紀要』第35号、平成2年）
- (7) 宮里正子「天字形・団扇形の印のある漆工品—ドイツ・ハンブルグ工芸美術館の収蔵品より・新出資料紹介—」（『浦添市美術館紀要』第6号 1997年）
- (8) 宮里正子「天字形を伴う漆器・刀剣・簪」（『沖縄タイムス』、1999年3月7日）
- (9) 徳川義宣・宮里正子・粟国恭子・安里進「天の字を解く」（『琉球新報』紙上座談会1999年3月10日）
- (10) 宮里正子「ドイツで見つけた琉球漆器」（『海を渡った文化財』第13回「大学と科学」公開シンポジウム編集委員会編集 平成11年）
- (11) 沖縄県教育委員会『沖縄の金工品関係資料調査報告書』2008年
- (12) 上原静「琉球の埴と煉瓦」（『南島考古』30号 2011年）
- (13) MIYAZATO MASAKO「Die Lackarbeiten der Ryukyu-Inseln mit Signatur und Inschrift unter Berücksichtigung der Sammlung der königlichen Familie」『LACKLEGENDEN Festschrift für Monika Kopplin』Herausgegeben von Werner Bandle. 2013
- (14) 『首里城公園企画写真集 王家の秘宝』2018年（一財）沖縄美ら島財団

3 北京・故宮博物院の琉球漆器

- (1) 田名真之「北京故宮博物院所蔵の琉球関係資料」『中国・北京故宮博物院蔵 琉球王朝の秘宝 沖縄特別展』那覇市市民文化歴史資料室監修 平成16年
- (2) 『紫禁城第129期』故宮博物院 2005. 2
- (3) 沖縄県文化財調査報告書第147号『北京故宮博物院沖縄関連文化財調査報告書』沖縄県教育委員会 2008年
- (4) 宮里正子「故宮博物院の琉球漆器について」『沖縄県立博物館・美術館 甦る琉球王国の耀き』2008年
- (5) 張麗「故宮博物院秘蔵—長い眠りから覚めた琉球漆器—」『沖縄県立博物館・美術館 甦る琉球王国の耀き』2008年

4 琉球列島における漆樹の存在について

- (1) 徳川義宣「琉球漆工藝史序説」『金鯉叢書』第三輯所収 徳川黎明會 昭和51年
- (2) 『石垣市史叢書23 参遣状（喜舎場永珣旧蔵史料）3』
- (3) 『近世地方経済史料「薩摩檢地文書」（1610）』（1853）
- (4) 坂上登『琉球産物誌』明和8年（1771）
- (5) 小野まさ子「八重山の漆について」『沖縄県立博物館紀要 第12号』1986
- (6) 仲間勇栄『島社会の森林と文化』（2012年琉球書房）
- (7) 多和田真淳「沖縄の漆器素材と漆料の問題」『琉球の文化 第3号』昭和48年
- (8) 『鹿児島市立美術館・鹿児島大学付属図書館合同企画展 木脇啓四郎描く—幕末・明治の薩摩藩文官官僚の画業—』鹿児島大学付属図書館 平成25年

（浦添市美術館，国立歴史民俗博物館共同研究員）

（2019年5月28日受付，2020年8月20日審査終了）

The Lacquer Arts of Ryukyu and Okinawa

MIYAZATO Masako

The Ryukyu Kingdom, established in 1429, preserved their nation for 450 years until the establishment of Okinawa Prefecture in 1879. In addition to the tributary relationship with China that began in the 14th century, bilateral relations embedded in Japan's shogunate system continued since the invasion of the kingdom by the Satsuma and Shimazu Clans in 1609. The Ryukyu Kingdom devised national administration policies with their economic foundation based on the trade with China, Japan, Korea, and various other Southeast Asian countries. Consequently, people, goods, and information from various Asian countries passed through Ryukyu, and an internationally rich Ryukyu culture was formed. In particular, lacquerware were presented as offerings to Chinese emperors or Japanese shoguns and daimyos. Furthermore, lacquerware contributed to the kingdom's foreign relations as trade goods, thus supporting its economic foundation. The royal government established the *Kaizuribugyosho* as the position of managing the production of lacquerware and endeavored to maintain its quality in which the kingdom took pride. While Ryukyu lacquerware demanded materials, techniques, etc., from various parts of Asia, the wet climate of Ryukyu nurtured rich decoration techniques, such as *Raden* (mother-of-pearl), *Chinkin* (gold-inlaid lacquerware), *Hakue* (gold leaf pictures), and *Tsuikin* (Ryukyuan technique), and established the distinctive beauty of Ryukyu lacquerware.

The kingdom fell in 1879 through the establishment of Okinawa Prefecture, and the royal governmental institution that was the *Kaizuribugyosho*, which was the core of the production of lacquerware used as offerings, was also dismantled. Since then, circumstances began to change, with the lacquerware of Okinawa Prefecture being produced in private workshops as a promotion of industry. The lacquer art of the Ryukyu Kingdom was famed as a treasure of dynastic culture, but through the kingdom's fall and the chaos of World War II, techniques, lacquerware handed down from generation to generation within families, etc., vanished.

Although there is only a very small number of Ryukyu lacquer art historical materials, with the results of analytical research through physical investigation of recent years, scientific and objective information has been shared, and a new shape of Ryukyu lacquer art is being constructed.

In this paper, I decided to work on written records and existing lacquerware as much as possible, although it may only be within my narrow personal view. I will explain from viewpoints such as "The

Summary of Ryukyu Lacquer Art History,” “The Lacquer Trees of the Ryukyu Islands,” “Symbols that are Possibly Involved with the Royal Family” and “Lacquerware Offered by the King of Ryukyu to the Emperor of China.”

Key words: *Kaizuribugyosho*, “Ten” Character, green turban shell, *Raden*•*Chinkin*, *Tsuikin*, Lacquer Tree

琉球漆芸略年表

日本	琉球	西暦	主要事項		
室町			13～14世紀、浦添ようどれ（英祖王統・尚寧王族の墓）に漆塗の板厨子が安置される		
		1372	中山王・察度初めて明に入貢（中国との朝貢関係は1874年まで続く）金銀粉匣・螺殻などを進貢する、螺殻の進貢は1629年まで続く		
		1392	この頃、閩人三十六姓来琉といわれる		
		1406	第一尚氏王統始まる		
		1425	中国・明朝へ漆塗鞘刀剣、夜光貝の貝殻などを進上		
		1428	明の使節、琉球にて生漆270斤購入		
		1429	琉球王国成立（三山統一される）		
		1458	足利義政に別金菓子盆を贈る		
		1470	第二尚氏（尚円）王統始まる		
		1478	朝鮮の漂流民、那覇で国王行列の漆鞞、寺院内の漆塗りを見る		
戦国時代	古琉球	1500	百按司墓内にこの年の年号（弘治13年）を記した朱漆金巴紋木棺あり		
		1500	尚真王より久米島の君南風ノロへ、八重山征討の功績として、沈金丸櫃を与える（現存）		
		1501	玉陵建造される。現存する最古の石碑に日輪双鳳文が刻される		
		1523	奄美大島笠利のノロへ沈金丸櫃を与える（現存）		
		1585	尚永王より島津義久へ朱漆花鳥食籠台付・漆絵密陀花鳥盤20を贈る		
		1589	豊臣秀吉へ沈金足付盆・沈金小櫃を贈る（高台寺に現存か）		
		桃山・安土・山		1609	薩摩（島津氏）の琉球侵攻、以降幕府の幕藩体制にも組み込まれる
				1609	島津家久、徳川家康・秀忠、福島正則らに唐板屏風や食籠などを贈呈する
				1610	尚寧王、島津氏と共に江戸へ上り、家康・秀忠へ食籠・唐盤など多数献上
				1610	島津氏が琉球の検地に着手（～11）し、漆樹に上木税をかける
1611	尚寧王、京都の袋中上人へ漆工品7点を含む30点余の品を贈る（現存）				
1612	毛泰運（保栄茂親雲上盛良）が貝摺奉行に任命される				
1623	儀間真常、福建より製糖法を学び砂糖作りをはじめ				
1634	初めて慶賀使派遣、「江戸立」のはじまり（以後1850年まで18回に及ぶ江戸上りの際に、將軍や大名らへ漆器を献上する）				
1641	曾氏国吉、閩で螺鈿を学び帰国、貝摺師となる				
1644	中村渠、薩摩で檜物師に学び帰国、檜物主取に任命される				
江戸	近世琉球	1658	琉球王より千宗旦に青貝香合を贈る（現存）		
		1666	国王より清へ黒漆竜画螺盤10個を贈る		
		1671	尾張徳川家に黒漆梅七宝繫箔絵沈金三足丸盆を進上（現存）		
		1686	「参遣状」に八重山で漆樹栽培の記録あり（～1731）		
		1690	関忠勇（大見武筑登之親雲上憑武）、清で煮螺の法を学び、螺鈿技法に多大な変革をもたらす		
		1699	漆樹に係る上木税が免ぜられる		
		1715	房弘得（比嘉筑登之親雲上乘昌）堆錦を考案（工夫改良）し、賞賜をうける		
		1718	尚敬王から將軍への献上品の中に堆錦硯屏あり		
		1725	尚敬王より清へ黒漆嵌螺五爪龍碗と盆それぞれ30づつを贈る		
		1745	貝摺奉行所を池上御蔵に移転する		
		1774	平戸松浦氏の朱漆山水楼閣人物絵箱楯円盆に琉球製の箱書あり（現存）		
		1790	宜野湾王子が清見寺（清水市）に扁額や沈金天目台・盆などを奉納（現存）		
		1792	清へ銀皿を取めた東道盆を贈る（以後何度か、礼物として特別な場合に献上される）		
		1796	この頃、楽器一式を尾張・水戸徳川両家に贈る（現存）		
		1816	英艦アルセスト・ライラ号来航		
		1827	この年の貝摺奉行所の記録「大和へ御進物道具図并入目料帳」あり（29・70年の記録も残る）		
		1846	英国人宣教師・ベッテルハイム来琉		
		1849	ベッテルハイムが、土産用として大形弁当・黄塗大形煙草盆などの漆器を王府から贈呈させる		
		1853	ベリー艦隊来航		
		1854	ベリー一行が、朱漆硯蓋・朱漆菓子皿などを王府の許可を得て購入する		
1872	琉球国から琉球藩になる				
明治	沖縄県	1877	米田漆器製作所設立、この頃より県外出身の漆器製造販売が盛んになる		
		1879	琉球処分により、琉球藩から沖縄県になる		
		1879	貝摺奉行所解体される		
		1889	沖縄県農商課石沢兵吾「琉球漆器考」をまとめる		
		1927	沖縄県工業指導所が設立、染・織・陶・漆の4部門を設置		
1928	昭和天皇御大典に「黒漆巴紋色漆微塵貝蒔絵文庫」「黒漆百里那覇港図堆錦屏風」を献上				



写真1 国宝 琉球国王尚家関係資料 美御前御揃 (ヌーメーウシリー) (18~19世紀 那覇市歴史博物館)

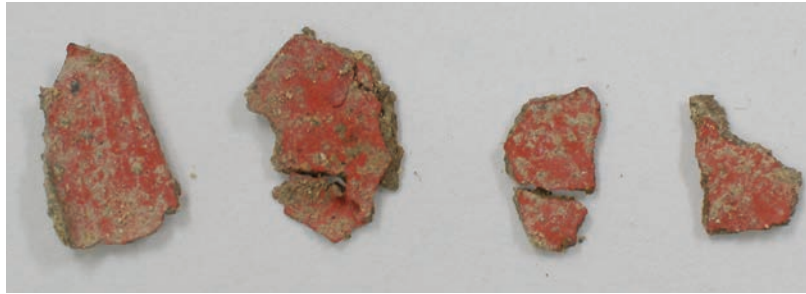


写真3 浦添ようどれ出土の朱漆塗膜片や脚先金具・鋳・釘
(13~14世紀 浦添市教育委員会)



写真4 首里城銭蔵跡の貝だまり
(15～16世紀 沖縄県埋蔵文化センター)



写真5 首里城銭蔵跡の貝だまり出土の螺鈿片
(15～16世紀 沖縄県埋蔵文化センター)



写真6 沖縄県指定有形文化財 朱漆牡丹尾長鳥螺鈿卓 (16～17世紀 浦添市美術館)



写真7 沖縄県指定有形文化財 黒漆菊花鳥虫沈金外櫃及び緑塗鳳凰沈金丸内櫃 (15世紀 個人蔵・久米島)



写真8 重要文化財 朱漆花鳥七宝繫密陀絵沈金御供飯 (16～17世紀 徳川美術館)
徳川美術館所蔵 © 徳川美術館イメージアーカイブ/ DNPartcom



写真9 浦添市指定有形文化財 黒漆雲龍鳳凰螺鈿長文箱
(17～18世紀 浦添市美術館)

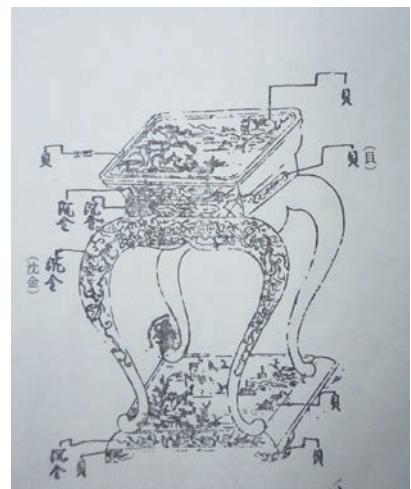


写真10 真塗沈金青貝交中央卓
朱漆山水人物箔絵東道盆
「大和へ御進物道具図并目料帳」
貝摺奉行所文書
(京都大学総合博物館『那覇市史資料篇
第1巻10琉球資料(上)』1989那覇市より転載)



写真 11 浦添市指定有形文化財 朱漆山水人物箔絵東道盆 (18世紀 浦添市美術館)



写真 12 黒漆米軍紋章漆絵堆錦箔絵壁掛
(1960-1975年頃 浦添市美術館
〈紅房コレクション〉)



写真 13 朱漆木葉形盛器柏崎栄助作
(1940年頃 浦添市美術館〈紅房コレクション〉)



写真 14 国宝 琉球国王尚家関係資料青貝微塵塗腰刀拵号(北谷菜切) (15~17世紀 那覇市歴史博物館)



写真 15 琉球国王尚家関係資料青貝微塵塗腰刀拵(号北谷菜切) 鍔
(15~17世紀 那覇市歴史博物館)



写真 16 沖縄県指定有形文化財 間得大君御殿雲龍黄金簪
(16世紀 那覇市歴史博物館・美術館)



写真 17 間得大君御殿雲龍黄金簪 棹部分
(16世紀 沖縄県立博物館・美術館蔵)



写真 18 間得大君御殿雲龍黄金簪 底部分
(16世紀 沖縄県立博物館・美術館蔵)



写真 19 間得大君御殿雲龍黄金簪 花部側面
(16世紀 沖縄県立博物館・美術館蔵)



写真 20 黒漆菊唐草文螺鈿天目台
(17世紀 ドイツ・ハンブルグ工芸美術館)



写真 21 黒漆菊唐草文螺鈿天目台 高台裏
(17世紀 ドイツ・ハンブルグ工芸美術館)



写真 22 浦添市指定有形文化財 黒漆雲龍螺鈿盆 (17~18世紀 浦添市美術館)



写真 23 「嘉永元年製御茶碗・御茶盆」の図『琉球漆器考』（浦添市美術館）